

台湾における議会設置請願運動 (1921—1934) と地方自治問題

傅 奕 銘

一、研究の課題と問題意識

本研究は、日本統治下の台湾における議会設置請願運動及び実際に実施された地方自治制度のあり方を、台湾人社会との関係の中で把握する試みである。同運動については、当時の十数名の参加者が回想録を残している。また、台湾でも日本でも、後世の歴史研究者によって分析が行われている。台湾では、周婉窈の『日據時期台湾議会設置請願運動』(自立報系文化出版部、1989)と張正昌の『林獻堂與台湾民族運動』(台北、1981)の2作がある。日本では、若林正丈氏の『台湾抗日運動史研究』(研文出版、1983)が広く知られている。これらの研究成果は、いずれも「抗日」という側面から議会設置請願運動を分析したものであった。しかし、抗日か否かという側面から研究を進めるだけでは、台湾社会そのものに内在する問題や、現代的課題を歴史的に考察する上で十分ではない。請願者達は、当初、自治主義を実現するために台湾議会の設置を求めたが、同運動の後期にあたる1927年に入ってから、運動の方針を協議会を舞台とする地方参政権獲得の方向へ転換した。従来の研究は、運動のこの転換を請願者達の支配者である台湾総督府に対する妥協と見なしており、これによって議会設置請願運動が最終的には形骸化の道を辿ることになったと指摘している。しかし、1920年代後半の運動の意義を低く評価した結果、議論の中心が大正期に絞られることとなり、昭和期については分析が不十分になっている。

本研究では議会設置請願運動を1930年代前半に至る運動の全期間を対象として台湾地方行政の実態との関わりで考察する。そのことを通じて請願者達はなにゆえ議会が必要だと考えたのか、議会に対して何を期待したのかという問題を検討する。具体的には昭和期において請願者中の公職者の数が増加したこと、署名者の数が増えたことに着目し、彼らの運動に対する関わりが質的に高まっていた事実を検証する。これにより、請願運動が、後期に入って何故地方参政権運動の方針に転換することになったかについて問題を提起して、それ以前に既に台湾に存在していた地方制度との関わり、そして請願者の地方自治に対する基本的な考えについて検討する。

即ち総督府側の記録を利用して、田総督が実施した地方自治制度の実態と問題点を究明し、請願者がどのような政治環境において議会政治に対する意識を変化させ、同運動の方針を転換させていったかについて、その過程を検証する。

本論文では、先ず1920年に地方自治制度が実施される以前の台湾における地方制度の実態を当時

台湾の地方行政の実務に携わった事務官実水越幸一、高橋用吉の論述を利用して確認する。

二、台湾の地方制度の沿革

田健治郎総督が1920年に地方自治制度を実施する以前の台湾では、官治主義、中央集権主義に基づいた地方制度が施行されていた¹。

（一）1920年の地方制度改正以前において地方制度の変遷

日本の領台以前、台湾には明確な形では地方自治団体が成立していなかった。しかし、それでも「隣保相助」の精神にのっとり、人民が自衛のために団体を組織して地方の事務を行い、国家の事務を補助していた²。清の時代には、都市に坊、郷村に里が設けられた。その後、郷村には里、堡、郷、澳が設立され、更に里、堡は街、庄、社に分けられた。

これらの里、堡、郷、澳は異名同質で、実体は同じものであり、日本の領台以後も引き続き存在していた³。

日本の領台以後、1920（大正9）年の地方制度改正まで、台湾の上級地方行政制度は、(1)地方官仮官制時代、(2)軍政時代、(3)三級制時代（即ち3県1島庁制→6県3庁制→3県3庁制）、(4)二級制（庁、支庁）という4つの時代に分けられる⁴。

1、上級地方行政制度の庁制について

領台当初の1895年、庁は県と並んで設置された。1901（明治34）年11月勅令第202号により従来の制度は根本的に改正され、全島に20庁が設けられた。1909（明治42）年にこの20庁の中の9庁が廃止され、花蓮港庁が加えられて12庁となり、1920（大正9）年までこの体制が続いた。

この制度は、当時の民政長官後藤新平がオランダ領インド（インドネシア）における庁（レジデンス）制度を参考として制定したものといわれる。当時の地方行政官水越幸一の考えによれば、この制度は最も能率的な中央集権制度であった。地方自治の事務は庁長が掌握したが、総督はこれらの庁長を自由に動かしていたからである。

庁は単なる行政区域に過ぎず、その区域は、普通の行政区域（西部）と蕃地（東部）に分けられていた。普通の行政区域は管轄区域として発表されたが、蕃地の区域についての領域は明確ではなかった。蕃地の庁長の権限は普通の行政区域の庁長のそれと同じであった。

1901（明治34）年の地方官制改正の際に、庁の下に補助機関として支庁が設置された。台湾全島の行政は総督府を中心として中央集権的に組織され、庁長の権限は制限された⁵。

台湾総督府地方官制によれば、庁長は庁の事務を分掌するために、台湾総督の認可を得て支庁を置くことができた。支庁は庁の下級官庁ではなく、その補助機関であった。

支庁長の掌理する事務範囲については明確な規定がなかった。実際には、大部分の支庁は、主に

警察の行政事務を司っており、警察署としての役割を果たしていた。支庁長は一、二名の例外を除いて警察官吏によって兼務された。

打狗（高雄）、基隆の2支庁の場合、支庁長には警視が任命された。その他の支庁長については多くの場合、警部が任命された。台湾では庁以下の行政の主たる職務内容は警察行政だったのである。しかし、支庁長以下の警察官吏は単に警察事務だけではなく、教育、産業、土木などの地方行政事務にも直接或いは間接に携わっていた。

1920（大正9）年の地方制度改正までに、86の支庁が設置された。そして、支庁長は次第に独立した官庁として機能するようになっていった。支庁長と同時期の日本の警察署長並びに郡長を比べてみると、日本では警察機関としての署長と県庁の補助行政機関としての郡長は相互に独立していた。だが、台湾の場合、支庁長の職務は日本の郡長と警察署長の権限を合わせもっていた。更に、台湾の支庁と日本の警察署との間には、次のような点に違いがあった。台湾の支庁は、(1)独立の官庁ではないこと、(2)純粋な警察機関ではないこと、(3)保甲という特殊な制度に対して監督機関であること。

台湾の支庁は同様に日本の郡制との間に次のような点が異なっていた。(1)独立の官庁ではないこと、(2)自治体の機関ではないこと、(3)純粋な補助機関ではないこと、(4)下級の補助機関に対して監督権がないこと。

日本の郡長は奏任官であるのみならず、権限が非常に大きかったが、支庁長の権限はそれに比べるとはるかに小さかった。日本の郡の設置と変更は法律によらなければならなかったが、支庁長の設置と変更は総督の許可により庁長が自由に行うことができた⁶。

なお、1897（明治30）年地方官制では、参事という新職が設置された。即ち各県、庁には奏任官の待遇で5人以内の参事が採用され、弁務署にも同じ待遇で同職が設けられた。参事職の採用にあたっては台湾総督府が地方の学識名望者を拓殖務大臣に推薦し、その承認を得て選出した。しかし、参事は、庁長や県知事或いは弁務署長の諮問に対して形式的な相談役を勤めるにとどまり、実際上の役割は大きなものではなかった。参事制度は結局、1920（大正9）年まで有名無実のままに終わった。しかし、この参事制度はその後の協議会制度の先駆になったという意味で、注目に値する⁷。

2、下級地方行政制度の街庄制について

下級地方行政制度である街庄の行政について総督府は、領台当初台湾に存在していた総理という職をそのまま保長に変えることで対応した。その後、1897（明治30）年に街庄社長を置く勅令が出された。街庄社長は弁務署長の指揮を受けて部内の行政事務を補助執行することとなった。1909（明治42）年9月勅令第217号により、旧来の街庄社長設置に関する規定は廃止され、新たな規定が公布された。区長の下に区書記が設置され、区長と区書記は庁長によって任免された。判任官の待遇として区長には事務費が、区書記には手当が支給されることとなった。

1909（明治42）年10月府令第69号により、「区長はその所轄区域内に居住し、三十歳以上で、資産名望のある者にして国語の素養に修業年限六年の台湾公学校卒業以上の学歴がある者の中より之を任用する」とされた。区書記についての規定は定かでないが、区長の場合と同様に、日本語の資格が求められていたと思われる。この規定が求めた資格が欠けている場合には、区長については三十歳以上、区書記については十八歳以上にして次の条件に適合した者が「例外」的に任用された。
(1)台湾公学校第四学年以上の課程を修了した者。(2)台湾総督府国語伝習所甲科を卒業した者。(3)庁長が適任と認めた者。注目すべきことに、こうした例外規定によって任用された者が、実際には全島を通して多数を占めていた。

すでに紹介した地方事務官水越幸一は1916（大正5）年7月30日、台湾に着任すると、各庁に対して区長及び区書記の日本語能力（国語能力）に関して調査を行った。その結果は、台湾全島を通して区長の場合、日本語を聞き取ることができ、かつ書ける者は10人中に1人、区書記の場合は、5人弱中に1人という低い割合であった。当時は、区長は庁長を補佐するためのものとされ、日本語能力については重視されていなかった。したがって、多くの地方では区長、区書記の選出に当たって名望家としての地位が重要視された。

区長と保甲の関係については明治42年の区長制設置と共に、律令第5号により、保甲条例に改正が加えられた。保長及び甲長は区長の指揮を受け、保内又は甲内において区長の職務を補助執行することとされた。

区書記は、街庄行政において中心となって活動する職員となるはずであった。しかし、多くの場合、区書記は日本語能力が不足していたために、職務を十分こなすことができなかった。総督府は各庁に区書記のために各種の講義会が開かれたが、事態の改善は進まなかった。結局、区書記の主な仕事は文書の処理とか統計報告の確認という簡単な事務に限定されざるを得なかった⁸。

当時、地方行政の実務に携わった高橋用吉の証言によれば、区書記の多くは公学校卒業程度で事務の仕事をこなすことができず、地方行政は庁長一人が行って補助機関である街庄は実質的に機能していなかった。

区長役場の建物を持つ街庄は極めて少なく、その多くは私宅や廟の一部を事務室にあてていた。台北庁のように中央に近い所においてすら区長役場の建物を持つ区域は漸く半数という状態であった。区長役場の建物が区長の私宅であった場合、区長の更迭と共に区の事務局は異動することとなり、街庄の住民にとっては不便このうえない事態が生まれた。また、区長役場の敷地及び建物が住民の寄付により設立された場合、区長の更迭と共に土地譲渡の登記が必要となり、その際には登録税を支払わなければならなかった⁹ので、そのための出費も住民にとっては負担となった⁹。

地方行政において庁の区域は単なる行政区域に過ぎず、地方自治の事務を処理することはできなかった。地方における官治行政が機能せず、地方開発の立ち遅れに対して不満が高まる中で、自治体の事務を代行すべく農会、組合、保甲制度が相次いで設立され、活動を開始した。

3、地方費区について

1902（明治35）年6月の律令により、地方の事務を処理するために地方費区が設置された。全島は3つの地方費区に分けられ、第一費区は西部の各庁、第二費区は台東、恒春两厅、第三費区は澎湖庁と定められた。地方費区の歳入には、地租付加税、家税、営業税、雑種税があてられた（台湾総督府財務局『台湾税制ノ沿革』1936年、197-215ページ）。各地方費区は準地方団体の性質をもつ、財政主体として機能した。この3つの地方費区は全て総督によって管理されていた。地方の予算も総督自身が編成していた。地方庁としては、ただ総督の定めた方針に基づいて予算を執行していたに過ぎなかった。しかも、地方費区を補完して地方の民意を徴するための機関は、存在していなかった。

水越幸一は、この間の経緯について、整然とした行政統制を敷くことができなかったのも、総督府は各種の民間団体を活用し、さらにまた変則的地方行政組織を設置することになったと説明していた。水越はこの時、時代の進歩に伴い、行政の整頓、事務の簡易化、能率の増進、濫費の防止という諸問題が増大していることを合わせて強調していた¹⁰。

水越は、地方制度改革の順序として先ず街庄の行政という根本的制度が確立されなければならないと考えた。だが、1909（明治42）年9月勅令第217号により街庄区長の設置に関する規定ができて、地方行政組織は時代の必要に応ずることができなかった¹¹。

1916（大正5）、年安東貞美総督の任期中に、総督府は従来の街庄の区域をできるかぎり統合して適当な行政単位として編成しようと検討した。翌1917（大正6）年、下村宏長官の官邸で区の制度に関する第一回目の協議会が開催された¹²。議題は(1)区域について、(2)区と保甲制度との関係、(3)土地の状況により内地人区長を置くこと、(4)区長交付金と区長役場費との関係を如何に定むこと、(5)区長の任命及び区吏員の待遇、(6)区の経費即ち財政問題、(7)区を財産権の主体として区費を徴収するか否か、(8)事務の範囲を如何に決定するか、(9)区吏員任命の方法を如何に定むこと、(10)区に参事を置く必要があるかどうか、という10項目であった。

この協議会の検討を踏まえて、区については従来の区域を改廃して地方自治体として適切な行政範囲を設定することになった。例えば学校の区域（特に公学校の区域）、派出所の区域を行政区域と対応させるという方針で調査がさらに進められることとなった。

1918（大正7）年7月、勅令第166号を以て区制度調査に関する臨時職員制が公布され、総督府は地方制度の確立のための動きを開始した。総督府は、同年9月に各庁より庶務課長を集めて会議を開き、次の事項を協議した。即ち(1)区を財産及び営造物の主体とすること、(2)区の事務は庁長に管理させて、区長は補助機関とすべきかまたは区長に管理させて庁長がこれを監督すること、(3)区長、書記を官吏待遇とするかまたは内地の市長、町村長のような公吏とすること、(4)区の公共事業の範囲、(5)区費の徴収を認めるという5つの課題である¹³。

明石総督時代の1919（大正8）年1月8日より3月まで、水越幸一は内務局地方課囑託の瀬尾長

国を同行させて台湾西部の重要な区を視察した。この結果、台北市においても行政上の組織がまだ統一されていないと判明した。例えば、台北の区長役場の管轄区域は、通常の区域ともいべき大稻埕、艋舺、古亭村、大龍洞の四区と台湾神社の神域に属する士林区、大直区の2区、即ち合計6区に分けられていた。これらの区域はいずれも庁長に直轄された区域であった¹⁴。

一連の調査は、日本国内における各種の自治制度、特に北海道の二級町村制、島嶼町村制、朝鮮関東州及び各国の地方制度を比較しつつ、進められ、1919（大正8）年2月に終了した¹⁵。

同時期には日本国内でも、1918（大正7）年に衆議院に等級選挙の廃止という町村制改正案が提案され、1919（大正8）年には公民権の拡張、多額納税者に限定された選挙制度の撤廃、等級選挙制度の廃止、選挙規定の改正などの市制、町村制改正法律案が同じく衆議院に提起された。しかし、これらの法案は結局、「委員附託中未了」となって陽の目を見なかった。

1921（大正10）年第44回帝国議会では再び市、町村制改正案が提案され、可決された。法律第58号市制中改正法律と同年法律第59号町村制中改正法律の公布である。改正の内容は主に(1)公民権の拡張、(2)等級選挙の改正、(3)選挙に関する規定の改正、(4)市、町村制施行区域の拡張、(5)その他部分の規定の修正であった¹⁶。

こうした日本国内の動きにも刺激を受けながら、特に1919（大正8）年11月に田健治郎が総督に就任して以後、台湾の地方自治制度は変革されていった。

（二）1920年以後の地方制度

1920（大正9）年7月勅令第218号により、地方官々制の改正が公布された。従来の12庁が新たに5州2庁に再編成された。即ち日本の府県に相当する西部の台北、新竹、台中、台南、高雄の5州と東部の花蓮港、台東の2庁である。

総督府は、地方官の権限を高めるために、奏任官の待遇であった庁長を廃止して、勅任官である知事を置いた。

州知事の諮問機関として台湾総督の任命した協議会員により構成される州協議会が設置され、州協議員は州に関する重要な事項の諮問に応ずることと規定された。

州税について、1920（大正9）年7月律令第3号により、「州税ノ種類、一、地租付加税、二、所得税付加税、三、戸税、四、営業税、五、雑種税」があり、その中に「営業税、雑種税種類ハ台湾総督ノ定ムル所ニ依ル」と規定された¹⁷。

台湾庁地方費令（大正9年7月律令第4号）により、「台東庁、花蓮港庁ノ管轄区域ヲ通シテ庁地方費ヲ設ケ之ニ公法人タルノ人格ヲ付与シ台湾総督ヲシテ之ヲ管理セシメ其ノ費用支弁ノ為州ト同様地租附加税、戸税、営業税及雑種税ノ賦課ヲ認メ営業税及雑種税ノ種類、戸税ノ賦課等ニ関スル事項ハ台湾総督ヲシテ別ニ之ヲ定メシムルコトス」¹⁸という規定であった。

庁地方費については、台東、花蓮港、及び1926年以後新たに設置された澎湖を通じて台湾総督が

これらの経費を管理した。これらの機関については財政的に基盤がなく、またその管轄区域の文化の程度が低いと判断して総督府は諮問機関を設置しなかった¹⁹。但し、1920年10月1日付の『台湾時報』（「州、市、街庄協議会員一覧」）によると、澎湖郡、台東庁、花蓮港庁の下級行政機関の街、庄においては協議会が設置された。

支庁については、西部の5州では支庁が廃止されて、新たに独立した47の郡役所が設置された。東部の花蓮港、台東の2庁については5(6)支庁体制とされ、その下には3街、18区が設置された。支庁長に警察官出身者を任命するという人事方針は変更されなかった。

従来街庄におかれた区長は日本の市町村長に等しく判任官待遇の公吏であったが、新制度のもとでは、市に奏任官待遇の市尹、街庄長に奏任官もしくは判任官待遇の街庄長が設置された。台湾の三大都市の台北、台中、台南には市が設置された。市の行政事務範囲は一般行政についても警察行政についても比較的煩雑だったので、市尹に警察権が付与されず、別に警察署が設置された。一方、郡については正式な郡制が制定されなかった。警察権について言うならば、この権限は郡に付与され、市街庄には付与されなかった。行政実務は街庄が担うことになった²⁰。

市街庄については公共事務、委任事務を処理する地方自治団体とされ、市については市尹と協議会員からなる市協議会が、街庄については街庄長と協議会員からなる街庄協議会が設置された。市街庄は日本本国の市町村に類似する地方自治組織であった²¹。

街庄制（1920年7月30日律令第6号）の第2条は、街庄の処理すべき事務は、法律、勅令、又は律令を以て規定されるとした。しかし、この原則に基づいて発布される法令は数が少なく、公共事務に対しての範囲も規定されなかった。同条はまた国の公共事務を総督府から街庄に移管することを規定していた²²。同第23条は法律、勅令又は律令に規定される費目を除いて以下の「1 有給ノ街庄長及吏員ノ給料其ノ他ノ街庄役場費、2 土木費、3 教育費、4 衛生費、5 勸業費、6 社会事業費、7 営繕費、8 協議会費、9 街庄費用取扱費」という費目を街庄の費用として支弁すべきものと規定していた²³。

街庄税として賦課される税収の項目は「1 国税、州税又ハ庁地方費税ノ附加税、2 特別税」であった²⁴。街庄の歳出と歳入については街庄制第31条によって「街庄長ハ毎会計年度歳入出予算ヲ調製シ年度開始二月前迄ニ庁長又ハ郡守ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ」、そして「街庄ノ会計年度ハ政府ノ会計年度ニ依ル」と規定された²⁵。街庄の事務に対しては第一次には郡守、第二次には州知事、第三次には総督がこれを監督すると街庄制第39条に規定された²⁶。

上記の街庄制の内容を見れば、街庄の行政運営は、郡守、州知事、総督の監督をうけていたことが明らかである。

1920年に地方制度が改正されてから1935年に地方官々制が改正されるまで、各地方の行政区域は統廃合を繰り返した。第1表は年度別にその状況を示したものである。

表 2－1 地方行政区域の統廃合状況

年 度	州	庁	支 庁	郡 役 所	市 役 所	街庄役所	区 役 場
1920	5	2	6	47	3	263	18
1922	5	2	6	47	3	263	18
1924	5	2	7	47	3	263	19
1925	5	2	7	46	5	261	19
1926	5	3	9	45	5	261	19
1928	5	3	10	45	5	261	19
1930	5	3	10	45	7	259	19
1933	5	3	10	45	9	259	19
1935	5	3	10	45	9	254	18

資料) 台湾総督府官房調査課『台湾総督府第二十三統計書』1921年、『台湾総督府第二十五統計書』1923年、『台湾総督府第二十七統計書』1925年、『台湾総督府第二十八統計書』1926年、『台湾総督府第二十九統計書』1927年、『台湾総督府第三十一統計書』1929年、『台湾総督府第三十三統計書』1931年、井出季和太『台湾治績志』青史社、1988年、27ページより作成された。

註記) 『台湾治績志』によれば、1920年の支庁数が5ヶ所であるが、ここでは『台湾総督府第二十三統計書』に基づいて6ヶ所とした。後者には詳しい支庁の所在地が明記されているからである。

上記の表によると、州の数は変わらないが、庁、支庁、市役所の数が増加している。高雄州に属した澎湖郡が1926年に庁になり²⁷、市の場合は1925年の改正を経て、1933年までに9市になった。郡役所や街庄役場について若干の減少が見られるものの大きな変化はなかった。

(三) 台湾議会請願運動者の地方自治制度に対する見方

既述のように1920年以前の台湾においては、地方制度が未整備な状態であった。そして、このことが、地方自治制度に対する請願者の認識を高めることを阻害していた。1919年初めての文官総督田健治郎が就任して地方制度を改正して以後、こうした動きに連動して請願者達の地方行政に対する、参与意欲は徐々に高まりを見せることになった。このことは、当時請願者が出版した雑誌の記事内容（『台湾青年』『台湾』『台湾民報』『台湾新民報』）に見てとることができる。

台湾議会請願運動に影響力を持っていた明治大学の教授泉哲は、1920年の改正を単なる中央集権制度の緩和として捉え、地方自治制度のはじまりとは見なしていなかった。即ち泉は「台湾全島の自治制を意味するものではなく、州市街庄の地方制度の改善に過ぎぬ」と主張した。10庁の廃止と5州の設置についても「地方行政官の権力を増大して人物を誘致し、従来の極端なる中央集権主義を緩和して、地方庁の権を増加し、官の技量を試し得る機会を與ふるに在る」と見なしていたが、同時に、このような州市街庄制は、台湾人民の進歩した智識にとって「極めて幼稚の制度」である

と批評していた。更に、泉は、台湾人の希望することについて「州知事を除き、市街庄の行政官及州市街庄の立法部、或は諮問機関は、選挙制に拠る事に改正せられん事を希望して止まない、又同時に財団法人本位を捨て、行政本位となしたいのである。両者の場合に於て結果は同一とするも、事業の経営、財産の所有に伴ふ行政にては、恰も一種の営利会社の趣がある。之に反し行政に必要な徴税若しくは事業の経営をなす時は、営利的目的より政治目的に移る事となる訳であつて、自治の目的に適ふ事となる」と問題を提起した²⁸。

これに対して台湾議會設置請願運動の代表者林呈禄は自治主義を主張して、請願書類や法制度に関する論文を主筆した。林は州、市、街、庄が地方の団体として認められた点に着目し、わずかながらの希望を抱いた。林は地方自治組織に執行機関と意思機関という2つの性質があると考えていた。しかし、州、市街庄には選挙によって選ばれる議決機関が存在していなかった。このため、林は州、市街庄には自治行政の機能が欠けていると考えた。

州は財政の主体であり、法人格が認められた。しかしながら、その権能は比較的狭隘であった。例えば、市街庄が団体の法規として条例を發布することができたのに対して、州は地方団体として州条例を設けることができないと規定された。

林は地方住民の権利と義務の点についても台湾の市街庄制度と日本の市町村制度を比較してその考えを述べた。林によれば、日本の市町村では住民及び公民に関する権利と義務について明確な規定があったが、台湾の市街庄においては義務についてのみ規定が存在した。

州においては行政参加権を持った住民、公民は存在しなかった。州の住民は、一時滞在者も含めて、その国籍を問わず、男女老若を区別せず、皆州の財産及び営造物を共同使用することができた。州の負担を分担するという義務も科された。これが州の住民というものであった。林は、州を自治権を持たない不自然な地方公共団体として捉えた²⁹。

同じような立場から、台湾議會設置請願運動の参加者蔡式穀は次のような意見を提言した。(1)従来の警察本位の行政を普通の行政に改めるべし。(2)州知事をはじめ市尹、郡守等地方官吏はすべて新進の人材を採用して従来の老朽無為の者を淘汰すべし。(3)市尹、郡守と他の官吏はできるだけ多くの本島人を採用すべし³⁰。

林や蔡の見方を検討してみると、1920年の地方制度についても台湾人の期待と制度改革の実態の間に大きな距離があったが、にもかかわらず一部の台湾人識者がなお将来における運用に期待をつないでいたということが判明する。

三、台湾議會設置請願運動と議會制度における諮問機関

以下では、まず、台湾総督府評議会のありかたとそれに対する請願者の批判を紹介し、次に、地方の諮問機関協議会のありかたとそれに対する『台湾民報』の批評を紹介する。そして、これらを

通して台湾の地方行政の現実と問題点並に請願者達の意識の変化を明らかにする。

（一）総督府評議会

総督府評議会は、1896（明治29）年法律第63号に基づいて設立されたが、1906（明治39）年法律第31号により廃止された³¹。その後、田総督時代になって勅令によって再び設置されることになった。1921（大正10）年6月1日勅令第241号を以て公布された総督府評議会官制は、次のようなものであった。

「第一条 台湾総督府評議会ハ台湾総督ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シ意見ヲ開申ス

第二条 評議会ハ会長一人副会長一人会員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 会長ハ台湾総督副会長ハ台湾総督府総務長官ヲ以テ之ニ充ツ

会員ハ台湾総督府部内高等官及台湾ニ居住スル学識経験アル者ノ中ヨリ台湾総督之ヲ命ス

会員ノ任期ハ二年トス但シ台湾総督必要ト認ムル場合ニ於テハ任期中ト雖解任スルコトヲ得

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス会長事故アルトキハ副会長其ノ職務ヲ代理ス会長副会長共ニ事故アルトキハ台湾総督ノ指定スル会員会長ノ職務ヲ代理ス

第五条 評議会ニ幹事ヲ置ク台湾総督府部内高等官ノ中ヨリ台湾総督之ヲ命ス
幹事ハ会長副会長ノ指揮ヲ承カ庶務ヲ整理ス

第六条 評議会ニ書記及通訳ヲ置ク台湾総督府部内職員ノ中ヨリ台湾総督之ヲ命ス書記又ハ通訳ハ上司ノ指揮ヲ承カ庶務又ハ通訳ニ従事ス」³²

1925（大正14）年2月17日に帝国議会に提出された台湾議会設置のための第六回請願の理由書は、台湾総督府評議会について次のような否定的の評価を与えた。

「総督ノ任命ニ係ル評議員（高級官吏九人、非官吏日本人及台湾人各九人）ヲ以テ組織セリト雖モ、彼ノ官選評議員ハ固ヨリ公正ナル民意ヲ代表スル能ハズ、且ツ諮問機関ノ答申トシテハ官権ノ濫用ヲ匡正スルノ効力無ク、殊ニ諮詢事項ノ任意タル点ヨリ見レバ、殆ド該評議会ヲ存在セシムルノ意義ヲ失ヘリ」³³。

歴史研究者の中にも否定的な見解が多い。例えば劉夏如「植民地の法制化過程と台湾総督府評議会（一八九六～一九二一）－総督政治・法制官僚・地方名望家－」（東アジア近代史、創刊号、1998、3）は、台湾総督府評議会の成立経緯とその性質、並びに構成メンバーについて検討を加えている。劉氏は、総督府側が作り上げた総督府評議会は「日本の植民地統治方針の混乱の産物として、統治者側の政争の具として用いられていたに過ぎない」と評している。劉氏によれば、台湾総督府評議会はつねに統治者の「都合により」、「政略上」の飾りとして存在してきたに過ぎなかつ

た³⁴。

劉氏の分析は、総督府評議会についての経緯を法制史的に検討したにとどまっており、地方自治の実態や請願者達の思考遍歴を明らかにするという点では不十分である。筆者は総督府評議会の実態と議会設置請願運動の請願者との関わり、そして、台湾地方自治制度が抱えていた問題を明らかにしていきたい。これにより何故台湾議会設置請願運動が初期の自治主義の方針から後期の地方参政権に転換したのかという問題についてその内在的な要因を検証する。

ここでは、台湾議会設置請願運動の請願者黄呈聡の総督府協議会に対する見解を紹介する。

黄呈聡は先ず評議会の制度と田総督府時代に再開した協議会運営を観察して、次のように述べていた。「只遺憾なことには台湾人を参加せしめず、全部総督府の高官より組織されたので（評議会が存在するかどうかということは一傳奕銘）単に形式上の差に過ぎなかつた。遂に大なる効果なく寧ろ邪魔と思つて削除されたのであらう」。黄はまた、評議会は「総督の任意諮問に対し意見を改申するに止り、採否に関しては矢張総督の任意で、総督の専断に対しては何等の拘束力を有せず、単に民意を徴すると云ふ看板を掲げて實質上に於ては無きも同様である」と述べていた。

総督が命令を発布する際、評議会はこれに対して何の制約力も持たなかつたので、結局、台湾人民の生殺与奪の権限はすべて総督一人の手に握られることになった。しかも、独占権を持った総督が交代することによって、統治方針も変更されることが多かつた³⁵。このように黄は総督府評議会を諮問機関から議決機関に改めることの重要性を強調した。このような主張は日本本土においても法学博士小林丑三郎によって支持されていた³⁶。

黄は、次に納税の義務と参政の権利についても問題点を指摘した。黄は台湾島民が日本国憲法のもとにありながら、この義務と権利に関わりを持っていないことを批判したのである。即ち黄は次のように主張した。

「領台二十八年となつた今日に於て尚台湾人に予算の状況を知らせざるは総督府の浪費や民衆の實生活に離反せる諸施設に対する非難を糊塗せんが為めである、台湾の予算は直接利害関係を有する台湾人にあらざれば無関係なる内地の議員では唯督府の説明にて採決をなすは正確であるとは云へない。（中略）立憲国の人民は租税を納付する義務があると同時に国家の財政に対する間接的監督をなす権利を有し、即ち納税の義務に対し参政の権利を有するは立憲国の原則である。（中略）財政不堅実なる現象を現出せしめたるは民衆の生活に不安を抱かしむるは其の實教訓であらねばならぬ。（中略）今後台湾に於て教育等の如き急施を要する問題が眼前に横へつゝ、あるも人民が負担に堪へざるを以て控目にしてゐる状態である。況や今後社会上に必要缺くべからざる各種の施設或は市街庄の発達に伴ひて当然膨大なるべき市街庄費の如きは今後の大問題であらふ。故に植民地の財政を健全に発達せしめんには植民地の人民をして予算に対する協賛権を与ふるは当然の処置であると同時に、亦人民の権利であると信ずる」³⁷。かくして、黄は台湾に於ける歳入歳出予算及特別委任立法に関することを議決の範囲に入れるべきだと主張した。

加えて、黄は、同評議会員の任期が極めて不安定で不十分であることを問題にしていた。同官制の第三条第三項によれば「会員の任期は二年とし総督の必要と認むときには任期中と雖も解任することを得と規定して年限ありての無年限と同様で万一評議員の答申が御気に合はざるときには何時にても解任することの出来るように制定されて」おり、この点について「常に総督の威権に服せしめよとの暗示にも解せられぬことはない」と、その制度に存在した欠点を指摘した。

黄は、次に評議会の構成メンバーの人数、学歴、国語力について、日本人評議員と台湾人評議員との差異を説明して、評議会の議事能率について分析を行った。黄は台湾人それぞれの議事内容に対する理解程度を明らかにし、これらの官選評議員の総督府との利害関係を指摘した。

評議会の定員は25人であったが（官制第2条）、実際には総人数27人で、内地官吏9人、内地の民間人9人、本島人9人より構成された。

「内地の民間人」は、相当の学識があり、総督府の商官となった人や実業家、新聞社長のような人であった。黄は彼らについて「多くは其の事業が督府と密接の関係を有するもので、内地人の権利伸張や利益方便を主張するようなものが多いように見える。内地人の民意としては可ならんも台湾人の民意を発表し得る筈はない」と評していた。

台湾人議員について「稍新教育を受けたものは二名、他は悉く時代遅れの人物で其内に七十歳内外の長寿者は三人を占めてゐる。何れも旧式の漢学を幾分か暗誦して来た人物で、今日の時勢に於ては同日に語るべきものではない。以上は何れも督府の専売事業の特典に浴してゐる人物か又は事業の関係上、督府の歓心を買はなければならぬ徒輩ばかりである」と酷評していた。当局は台湾議員について学識経験のある者を選抜すると表明していたが、実態は必ずしもそうではなかった。

黄は評議会における民商法の諮問状況を説明した高野高等法院長（日本人評議員）の言葉を引用している。「現在の評議員（台湾人を指す）九人の中に民商法を解するものは何人でせうか和文さへ解せないものが九人の中に七人である。斯る問題を彼等に諮問したところで全く牛に御経を読み聞かせたようなものだ」³⁸。黄はこのことによって官選台湾人評議員の審議能力の低さを批判した。

評議会の成員数について、黄は、これを60人とし、台湾における内地人と本島人の人口比率により、内地人側は民間より20人を選び、他の40人は本島人より選出すべきだと主張した。黄は更にこの点について一般に評議会の諮問に付し、それについての答申を作成すべきであると主張した³⁹。

黄の論文をしばしば掲載し、志しを同じくしていたと見られる『台湾民報』も、総督府評議会を「当局の御用機関」であり、「会議は絶対秘密で新聞記者の傍聴さへ許されない。従つて民意の表示機関ではない」と批判した。『台湾民報』はまた、評議員は「学識経験ある人を任命するといふのは表面の理屈で、大銀行、大会社、大地主の中から選抜される。即ち資本家と総督府高官との親睦会の様なものである。（中略）政治上最も重大な意義を持つ予算決算、律令制定を議決する権なく、構成分子が官庁の御都合に依つて任命し、人民を代表しないものに対して民意を聴く事は笑止千万である。そんな機関は行政的遊戯の域を脱しない。（中略）何等政治的意義を為さぬ。従つて

か、る評議会の存在は台湾人にとっては政治的浪費といつてもいい、⁴⁰と厳しく論評を加えた。

このような黄及び『台湾民報』の批判は、確かに鋭いものではあったが、協議会の組織と運営を中心とした政治的、行政的側面への批判に過ぎなかった。それに対して、1930年代の黄の評議会批判は、評議会の議事内容に踏み込み、台湾人民の生活との関連に視野を拡げている点でより注目値する。即ち、1930年に開いた評議会に対する論評の中では、黄は、州内の農産物価格が下落し、賃金収入が落ち込んでいること考慮して予想税収額の削減、即ち州予算案削減に対する見通しが甘いと批判した。一方、歳出面については物価と賃金の下落を背景に政府の物件費と人件費を更に切り詰めるべきだと主張した。黄はまた人材の当用や、教育問題についてもさまざまな提言を行っていた⁴¹。

以上に明らかなように台湾議会設置請願運動の代表者黄呈聡は、総督府評議会に対する批判を重ねる中で当初の政治的、行政的側面への批判から、1930年代には総督府評議会と台湾人の経済生活との関わりという経済的側面への批判に重点を移していった。このことは黄の地方自治についての認識の深まりを示している。私はこうした台湾人活動家達の地方自治に関する見識の高まりに着目したい。

(二) 地方の諮問機関—協議会

地方の諮問機関である協議会についても自治制度としての限界や問題が存在した。そして、それらに対する請願者達の批判の中に台湾議会設置請願運動の進展を確認することができる。台湾の地方自治については、呉文星「日據時期地方自治改革運動之探討」(中華民国台湾史蹟研究中心編『台湾史研究暨史料発掘研討会論文集』1986)、簡炯仁『台湾民衆党』(稻郷出版、1991)といった研究成果がある。しかし、これらはいずれも地方に設置された協議会については殆ど触れていない。呉文星はこの論文で、台湾議会設置請願運動が「内地延長主義」の壁におつかる中で抗日右派が結成した「台湾地方自治連盟」を取り上げた。簡炯仁は台湾民衆党を抗日運動として捉え、同党についての組織分析を課題とした。

こうした研究状況を考慮して、ここでは、まず地方の協議会の実態を確認する。つづいて台湾議会の請願者が協議会に対して行った批判を検討し、彼らの地方協議会をめぐる自治能力の高まりについて検証する。

総督府は、州、市、街庄に協議会という諮問機関を設置した。各諮問機関の議長には、州協議会は州知事、市協議会は市尹、街庄協議会は街庄長が就任した。協議会の定員は、州は20~35人、市は15~30人、街庄は7~20人となっていた。それぞれの協議会員は、州では台湾総督、市では州知事、街庄では州知事或いは庁長が各所在地に居住する学識名望者を任命し、その任期は2年とされていた⁴²。

こうして選ばれた協議会員は、しかし、協議会の運営において大きな影響を持っていなかった。

1924年8月11日付『台湾民報』の記事によれば、このような協議会員の官選に際して協議会員は議決権を与えられていなかった。同記事は次のように主張した。協議会の庶務については市長、街庄長によって退職警察、退職教員が採用されることが多かった。彼らの多くは、すでに定年を越え、職務能力が低下していた。しかし、こうした人件費の浪費等に対して協議会員はそれを是正する力を持っていなかった。官選の協議会を民選の協議会に改革して、地方の行政組織における老人の職員を本島の中学校の卒業生におき換えることができるならば、行政の効率が上がり、経費の節約にもつながり、本島の知識人の失業問題も解決できたはずである。実際そうした議論も生まれたが、そのような改革はまったく実現されなかった（「自治制改善之急務」）。

1925（大正14）年2月17日に帝国議会に提出された台湾議会設置のための第六回請願の理由書は、地方協議会について次のように指摘した。

「大正九年台湾州、市、街、庄制布カレテヨリ地方団体ノ外形ヲ為シタルモ、地方自治体ニ缺クベカラザル意思機関ニシテ、何等ノ議決権ヲ有セズ、是レ地方住民ニ納税義務ノミヲ負ハシメテ地方自治ノ権ヲ与ザル変則的制度ナリ」⁴³。

『台湾民報』は1927年1月2日に更に次のような批判を行った。本来、地方の協議会員の役割は、民衆の代表として州、市、街庄の行政事項、歳入歳出予算についての正否を議決することにあるべきだが、議決権がないので議会で発言しようとしぬ協議員もあった。協議会制度は地方自治制度の発達を促進することができない（「地方自治制的考察」）。

『台湾民報』は協議会が成立8年目を迎えた1928年2月12日に、克良（記者のペンネーム）の名前で次のような批判記事を掲載した。協議会はすでに8年目になったが、協議会は税金使用の改善に対して何の役にも立たない。総督府の州、市、街庄に対する予算は年々増加し、人民の各種の税金の負担が重くなり、一人年間平均28圓余りの税金負担となっている。しかし、地方の公衆施設が完備しているとは言えない。これは人民の税金の不当な使用であるというべきである。

同記事は、地方協議会は議決権がないので、人民の税金に対する発言が活かされていないと批判した。即ち諮問機関である評議會を議決機関に変更することが台湾人民の期待であると主張したのである（克良「偽地方自治之協議会与議員的真体（一）」）。

『台湾民報』はまた協議会員が公学校式教育を受けていないという実態を批判した。自治能力の高い台湾人が官選の対象からはずされていることを問題にして、民選制度の採用によってより質の高い自治制度を作り得ると主張した。1928年2月19日の『台湾民報』の記事は、次のように述べていた。「既に八年前から、台湾民衆が政治的に自覚して、地方自治より進んだ民選台湾自治議會を要求して来たり、また大正十年春の帝国議会に於て、憲政会は台湾の民度を参酌して、台湾評議會を民選にすべしと提案した位である。八年後の今日、全島の民衆は各種の組合組織で自治的訓練を養成され、また各方面の社会運動で公共的精神を涵養されたから、地方自治位の能力は、夙に持つてゐる。当局では尚ほ公学校式教育の普及程度を以て自治能力を測定するの標準とするらしいが、

是れは見当違ひも余りに甚しい。試みに見よ、現在の官選評議員及び協議員、街庄長等の、中、公学校式の教育を受けてゐない者は大多数占めてゐるのではないか。日本語を解せざる者でも自分の地方の政治を料理する能力は持つてゐるといふことは争ふべからざる事実である」(「自治制の改革時機既に到来」)。

『台湾民報』の一連の記事の中で注目に値するのは、台湾人の経済生活の疲弊を地方制度の不完全性との関わりで捉えていたという点である。『台湾民報』(1928年1月29日)は、次のように批判を加えた。

第一次世界大戦以来、世界的不景気の連動で、台湾の経済も影響を受けた。大衆の経済力が低下して、農民の生活が苦境に陥り、月給生活をする市民の中に失業者が増えた。こうした深刻な不況のもとにおいて、住民の経済生活に対して深い影響がある地方公共団体即ち市街庄の歳出予算が年々増えてきた。政府の歳出の項目に公共施設の建設例えば公会堂市庁舎、卸売市場、海水浴場などの新設があった。こうした歳出予算の増加は歳入面での増税をともなっていた。即ちこれらの施設の建設は、市民に使用の利便を提供すると同時に大きな負担を与えることにもなった。政府が市民の困難な経済状況を無視した原因は、台湾の地方制度の不完全さにあった。当局は自主権をもっており、人民はその予算の協議権をもたない。そして、地方予算の膨脹の一つの原因はこのような不完全な地方制度で、すべてのことに対して形式と煩雑な手続きが偏重され、大量の人員を採用して、人件費など行政費用が増加した(「市街庄予算与市街庄民的経済力」)。

以上に見てきたことに明らかなように台湾議会設置の支持者達は地方の協議会のさまざまな問題を鋭く指摘していた。とりわけ地方の協議会が予算の協議権を持たないために地方行政の問題を解決できず、このため台湾人の経済生活が悪化していることを意識するようになっていた。

1927年11月6日の『台湾民報』(181号)の記事では、台湾の自治制度を実現するためにまず地方自治制度の完成を促進しなければならない、それゆえに各州市街庄の協議会員の官選議員を民選議員に換えるべきで、諮問機関を議決機関に変えさせて、台湾人の初級の自治的生活を訓練することが急務であるとの主張がみられる。これは、台湾自治という目標に達するためには根本的な地方自治に参与しなければならないということを意味する。台湾議会設置請願運動の請願者達が絶えず運動を行ってきた経験により得た一つの結論であろうかと思われる。第7回の請願運動以降、請願者達は地方自治への参与活動と請願運動とを並行して発展していくことになるのである。

1928年4月23日、台湾民衆党は、王受禄、韓石泉、黄朝清等を代表として上山総督に建議文を提出した。建議文の内容は以下のようなものであった。

「一、州市街庄ハ公法人ナル旨ヲ明定スルコト

一、州市街庄ニ協議会ヲ州市街庄会ニ改称スルコト

一、州市街庄会議員ヲ民選且普通選挙制ニ依ルコト

一、州市街庄会ヲ議決機関ニスルコト

- 一、州市街庄ノ議決ニ附スヘキ事項ヲ拡張シ其範圍ハ凡ソ府県市町村制ニ則スルコト
- 一、州市街庄會議員数ハ内台人ヲ問ハス人口比例ニ依ルコト
- 一、市尹ヲ市長ト改メ市街庄長ハ市街庄会ニ由リ選挙スルコト
- 一、州市街庄會議員ハ名誉職タルコト」⁴⁴

更に1930年6月20日に民衆党は蔡式毅、蔣渭水等を代表として台湾総督に建議書を提出した。建議書には10,149名の署名が付けられ、その筆頭には林献堂の名前が記されていた。署名者の中には女性が400名余り、そして市街庄協議会員及び保正が120名余り含まれていた。その建議書の要項は、前述の1928年4月23日付建議書とはほぼ同じ内容であった（例外は二条項「州市街庄會議員数ハ内台人ヲ問ハス人口比例ニ依ルコト、州市街庄會議員ハ名誉職タルコト」）。代表者は、台湾における産業、教育、財政及び他の諸般事業は朝鮮より進歩しているが、朝鮮はまもなく自治制度を実施するのであるから、台湾も当然これを実施する資格がある、と当局に提起した⁴⁵。

こうした建議書が出された背景には、以下に紹介するような地方自治に対する台湾人の参加の輪の広がりがあった。

台湾議会設置請願運動の請願者は総督府が設置した総督府評議会と地方の協議会の運営の実態を観察しながら、これらの官選形式の機関は自治機関として大きな問題をはらんでいることに気づいていた。彼らはそうした自治制度の不十分性が納税の負担や台湾住民の経済的な苦しさに関わっていることを認識し、参政権の拡充を求めていた。

表3-1、表3-2、表3-3は、第6回の官選協議会員の分布を示したものである。これらの表は地方自治実施から十年目に当たる1930年に、『台湾新民報』が作成したものである。表3-1は『台湾新民報』が独自の調査を行ったもの。表3-2、表3-3は同新民報が台湾総督府の統計に基づいて編纂した資料である。

表3-1は、台湾の行政区域である5州7市32街227庄における内台人協議会議員の比例数と人数を表したものである。表3-1の人口数の比例によれば、内地人協議員の数はその総人口二十萬人に対して140人になるはずであるが、実際の人数は553人である。一方、総人口の四百萬人の台湾人については、3,374人の協議員が選ばなければならないが、その数は実際には2,821人だけである。

表3-2には、内台人の州協議会員と人口比例数を示したものである。内地人協議員1名が代表する内地人の数は、台湾人協議員が代表する台湾人の数よりも遥かに少ない⁴⁶。

表3-3は内台人の市協議員と比例数を示したものである。市協議会の場合も州協議会の場合と同様に内地人協議員1名が代表する内地人の数は台湾人協議員1名が代表する台湾人よりも遥かに小さい⁴⁷。

州協議会や市協議会が内台人の人口比率に対応するのではなく、内地人をより多く選出する方式

表 3-1 州市街庄協議員数の内台人数と人口比率表

級別	個数	協議会員数	内地人数	比例数	台湾人数	比例数
州	5	129	75	6	54	123
市	7	149	95	7	54	142
街	32	480	160	23	320	457
庄	227	2,616	223	104	2,393	2,512
合計	271	3,374	553	140	2,821	3,374

資料)『台湾新民報』335号、2ページの統計により作成。

表 3-2 内台人の州協議会員と人口比例数

州名	総人口	内地人	台湾人	協議員		1人協議員の代表人数	
				台湾人	内地人	内地人	台湾人
台北州	886,969	91,241	774,872	21	11	4,345	70,443
新竹州	647,968	11,958	634,431	9	9	1,328	70,492
台中州	954,909	25,774	925,219	17	11	1,517	84,111
台南州	1,116,179	37,951	1,071,515	19	14	1,997	76,536
高雄州	570,536	25,277	540,025	9	9	2,808	60,003

資料)『台湾新民報』335号、2ページ(『台湾総督府第三十二統計書』)により作成。

表 3-3 内台人の市協議員数と比例数

市名	総人口	内地人	台湾人	協議員数		1人の協議員の代表する人	
				内地人	台湾人	内地人	台湾人
基隆市	72,373	17,631	54,741	12	7	1,469	7,820
台北市	233,644	64,899	168,445	19	10	3,416	16,844
新竹市	44,436	4,964	39,472	9	10	551	3,947
台中市	50,750	12,398	38,332	12	7	1,033	5,478
嘉義市	54,222	8,121	46,101	12	8	676	5,762
台南市	92,386	13,480	78,906	17	17	793	11,272
高雄市	58,816	14,845	43,971	14	5	1,060	8,794

資料)『台湾新民報』336号14ページ『昭和4年度末現在の人口』より作成。

によって協議会員を選んでいたことが判明する。『台湾新民報』はこうした台湾人にとっての不利を指摘していた。

しかしながら、次のような事実にもまた注目しておく必要がある。表3-1によると、州、市街庄の協議員における内台人の数を見ると、不公平とは言っても、市街庄のレベルにおいては、台湾人の数が内地人数を圧倒していた。ここに台湾人が州の協議会以上に街庄の協議会に期待をかけた

要因の1つが見て取れる。そして、おそらくその事実を踏まえて、彼らは1930年代に入るより実践的に一步を踏み出していた。

1930年12月『台湾新民報』は、5州、7市の協議員模擬選挙を主催した。投票は地域の住民が新民報の印刷した用紙に候補者を記入して新民報の会社に郵送するという方式で行われた（12月25日付同新聞参照）⁴⁸。『台湾新民報』（1930年12月13日）は選挙の投票状況について次のように述べた。当局はこの模擬選挙の動きを危険とみなし、選挙運動を厳しく取り締まったが、それによって多くの民衆はかえって選挙に対する関心を高めた（「模擬選挙戦請看各地戦況民派優勢官党不振！？到处已入混戦状態了！！」）。

投票の結果は1931年1月14日の『台湾新民報』に公表された。州議員と市議員の票数は合計190,889票であった。その中、州議員部分の有効票数は153,173票、市議員部分の有効票数は35,331票で、有効票数は合計188,504票であった。当選者の中に2名の内地人がいた⁴⁹。模擬選挙は台湾各地に大きな反響を呼び起こした。

四、結論と今後の課題

1920年地方制度改正が施行される以前、台湾における地方制度は領台以前に存在した旧慣の保甲制度を援用しながら官制主義、中央集権を基本としていた。地方組織は新旧の制度が混在し、制度としての機能を發揮していなかった。

台湾における地方制度は、1920年の地方自治の改正によってようやく整備されはじめた。それは、台湾における自治運動の発展と時期を同じくしていた。1921年、最初の台湾議会設置請願が帝国議会に提出された。

1934年に中川健蔵総督による地方自治の再改革という意見を受けて請願運動は中止された。しかし、中川総督の提起した再改革は帝国議会の抵抗によってさしたる成果を生まなかった。その意味で台湾議会設置請願運動は地方自治の改革という目標を達成することができなかった。だが、1920年代後半における請願運動の質的な高まりは、やはり見落とすことができない重要な史実である。

台湾議会設置請願者達は、当初、府評議会並びに地方の協議会の官選制度を問題にし、その自治制度としての不完全性を改善することを要求した。彼らはその後、府評議会と地方の協議会の実態を観察しながら、さらなる批判と改善のための提言を運動の機関紙に掲載した。地方自治の実施と共に請願者達の地方自治に対する考えも抽象的な概念から実態を踏まえた具体的なそれへと進化した。そして彼らは、地方行政体制と人民の生活との関わりについても認識を深めて地方自治制度改革に対する要求を強めていた。

本論文では、1920年代に行われた台湾議会設置請願運動が、日本が台湾を領有して以来の地方自治制度の変遷とどのような関係にあったのかについて分析し、同運動が後期に入ってから地方の協

議会を改善する方向にその重点を転換していたことを明らかにした。

本論文が強調したかったことは、1920年代後半における台湾議会設置請願運動の新たな展開である。従来の研究では、1920年代後半における運動については十分な評価が与えられていなかった。若林は、この運動の転換を内地延長主義との対決に敗れた運動の挫折として捉えた。しかし、本稿が具体的に検証してきたように、この運動の転換は単なる挫折ではなく、地方自治をめぐる活動家達の認識の深まりと自治要求の高まりを伴っていた。

既述のとおり、議会設置請願運動は1930年代に入って終息した。その後、戦時体制への移行のもとで、台湾では地方選挙が2回実施された。しかし、戦争の拡大と共に、地方自治もまたその姿を消していった。今後は、1930年代において地方自治制度がどのように発展したか、戦時体制への移行のもとでそれがどのように変容したのか、植民地時代の地方自治制度が戦後の民主主義国家の道を歩んできた台湾に如何なる影響を与えたかという課題を研究していきたい。

- 1 高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』南報商事社、1933年、17ページ。
- 2 石井猪龍「本島地方制度の発達」『台湾時報』昭和8年1月号、2ページ。
- 3 前掲石井猪龍「本島地方制度の発達」10ページ。
- 4 前掲石井猪龍「本島地方制度の発達」12-13ページ。
- 5 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（三）」『台湾地方行政』3巻7号、1938年7月、20ページ。
- 6 前水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（三）」18-20ページ。
- 7 前掲高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』17ページ。
- 8 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（一）」『台湾地方行政』3巻4号、1938年4月、15-17ページ。
- 9 前掲高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』21ページ。
- 10 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（四）」『台湾地方行政』3巻8号、1938年8月、36-40ページ。地方費区の設置年月について水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（四）」は廃県置庁と同じ1901（明治34）年であったと記している。また高橋用吉前掲『台湾街庄制逐条解釈』（18ページ）は1898（明治31）年と水越とも異なる指摘を行っている。ここでは『台湾税制ノ沿革』の記述に従って1902（明治35）年6月とした。なお3つの地方費区のうちの第2地方費区について、水越と高橋は上記論文の中で、台東、花蓮の2庁が最初の地方費区として設置されたとしているが、花蓮庁の設置は1909年10月であり、最初の第2地方費区として設置された2庁は、台東と恒春であった。この点については前掲『台湾税制ノ沿革』（197-215ページ）を参照。
- 11 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（六）」『台湾地方行政』3巻10号、1938年10月、122ページ。
- 12 前掲水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（六）」123ページ。
- 13 前掲高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』22-23ページ。

- 14 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（二）」『台湾地方行政』3巻5号、1938年5月、28—29ページ。
- 15 水越幸一「本島の地方制度成立経過覚え書（七）」『台湾地方行政』3巻12号、1938年12月、49ページ。
- 16 前掲高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』14ページ。
- 17 台湾総督府財務局『台湾税制ノ沿革』1936年、227ページ。
- 18 前掲『台湾税制ノ沿革』249ページ。
- 19 台湾総督府内務局『改正台湾地方制度実施概要』1936年、213ページ。
- 20 井出季和太著『台湾治績志』青史社、1988年、630—632ページ。支庁数は、『台湾総督府第二十三統計書』によれば、6ヶ所であったが、ここでは5ヶ所と記されている。『台湾総督府第二十三統計書』のほう
が正確と考える。
- 21 前掲書『改正台湾地方制度実施概要』213ページ。
- 22 前掲戸島嘉吉『街庄制要義』9ページ。
- 23 前掲戸島嘉吉『街庄制要義』「付録」6ページ。
- 24 前掲戸島嘉吉『街庄制要義』「付録」6—7ページ。
- 25 前掲戸島嘉吉『街庄制要義』「付録」8ページ。
- 26 前掲戸島嘉吉『街庄制要義』52ページ。
- 27 前掲井出季和太著『台湾治績志』27ページ。
- 28 泉哲「台湾自治制を評す」『台湾青年』1巻3号、1920年9月。
- 29 林呈祿「地方自治を述べて台湾自治に及ぶ（中）」『台湾青年』1巻3号、1920年9月。
- 30 蔡式毅「台湾の地方行政制度の改革に就きて所感」『台湾青年』1巻2号、1920年8月。
- 31 黄呈聡「台湾評議会改造論」『台湾』第4年、第5号、1923年、8ページ。
- 32 前掲井出季和太著『台湾治績志』638—639ページ。
- 33 台湾総督府警務局編『台湾社会運動史』竜溪書舎、1973年、372—373ページ。
- 34 劉夏如「植民地の法制化過程と台湾総督府評議会（一八九六—一九二一）総督政治・法制官僚・地方名望
家」『東アジア近代史』創刊号、1998年。
- 35 前掲黄呈聡「台湾評議会改造論」『台湾』8ページ。
- 36 小林丑三郎は、総督府評議会について「総督の権内に属する律令の制定に関して諮問的の機関になつてゐ
るので予算や租税の立法機関とはなつて居ない」。台湾人の「納むる租税や予算は自己毫も知らぬ間に台湾
総督の制定で特別会計として母国議會に提出される、之を監督する母国拓殖局も又大蔵省も眞の監督を行ふ
丈けに台湾の事情を理解してゐない而かも拓殖局と謂ひ大蔵省と云ひ官吏は始終變つてゐる。如何なる租税
が台湾に適してゐるか、島民の疾苦は如何ん、如何なる経費が台湾の發達に必要であるか、其効果は如何
ん、丸で夢中である。到底之れを判別する能力なぞはない。眞に形式一遍の監督に過ぎぬ」と指摘した
（『台湾の財政自治』『台湾』第4年、第3号、1923年、22ページ）。小林はここで台湾評議会の問題のみな

らず、台湾の事情を理解しない日本本国の官僚達の問題並びにそうした官僚の作る政策によって呻吟する台湾島民の実情を問題にした。

- 37 前掲黄呈聡「台湾評議会改造論」17ページ。
- 38 前掲黄呈聡「台湾評議会改造論」8-12ページ。
- 39 前掲黄呈聡「台湾評議会改造論」13-17ページ。
- 40 「評議会の改造」『台湾民報』1930年7月、5ページ。
- 41 黄呈聡「於官選協議会的質問要項和感想（一）」「於官選協議会的質問要項和感想（二）」「於官選協議会的質問要項和感想（三）」『台湾新民報』1931年1月1日、no.345、1931年1月10日、no.346、1931年1月17日、no.347。
- 42 前掲『台湾治績志』635ページ。
- 43 前掲『台湾社会運動史』372-373ページ。
- 44 「完全自治獲得の爲 総督に建議文を提出す」『台湾民報』1928年4月29日。
- 45 「地方自治完成運動 民衆党提出建議書」『台湾新民報』1930年6月28日。
- 46 「協議員の比率問題研究（上）自治改革上一大難問題だ」『台湾新民報』1930年10月18日。
- 47 「協議員の比率問題研究（中）自治改革上一大難問題だ」『台湾新民報』1930年10月25日。
- 48 「台湾州市議員的模擬選挙投票」『台湾新民報』1930年12月13日。
- 49 「本社主催の模擬州市議員選挙発表」『台湾新民報』1931年1月17日。